

令和7年度補助事業評価委員会（再評価・事後評価）

第1回技術検討会 現地調査等行程

開催日：令和7年11月14日（金）

10:50 JR 東日本「甲府駅」 出発（貸し切りバス）

11:30～12:00

現地調査：水利施設等保全高度化事業「穴山地区」（再評価）

- ・ 地区概要説明（山梨県耕地課・山梨県中北農務事務所）
- ・ 調査内容：受益地、工事内容等※受益者との意見交換含む

12:15～13:15 昼食・休憩：道の駅 はくしゅう

13:30～14:00

現地調査：農業競争力強化農地整備事業「中山地区」（再評価）

- ・ 地区概要説明（山梨県耕地課・山梨県中北農務事務所）
- ・ 調査内容：受益地、工事内容等※受益者との意見交換含む

14:30～15:20

第1回技術検討会（山梨県北巨摩合同庁舎401号室）

16:10 JR 東日本「甲府駅」 解散

令和7年11月14日（金）

令和7年度補助事業評価委員会（再評価・事後評価）
技術検討会（第1回）出席者名簿

【技術検討会委員】

い	ゆぎよん	
李	裕敬	日本大学生物資源科学部国際共生学科
おおさわ	かずとし	
大澤	和敏	宇都宮大学農学部農業環境工学科
ながさか	さだお	
長坂	貞郎	日本大学生物資源科学部環境学科

（五十音順、敬称略）

【関東農政局農村振興部】

にしお	としや	
西尾	利哉	農村振興部長
あだち	とおる	
足立	徹	設計課長
いしもり	けんいち	
石森	健市	水利整備課長

【事務局】

みずの	よしみつ	
水野	喜充	設計課 事業調整室長
おのでら	けいこ	
小野寺	敬子	設計課 事業調整係長
うなみ	あやこ	
宇波	彩子	土地改良管理課 中山間地域振興調整官
よしなり	まさあき	
吉成	正明	事業計画課 課長補佐
おおた	ちひろ	
太田	千尋	農地整備課 課長補佐

令和7年11月14日（金）

【山梨県】

はらだ たけし 原田 武	耕地課 課長
さかた しんいち 坂田 真一	耕地課 課長補佐
たかさわ つばさ 高澤 翼	耕地課 課長補佐
はたけやまけんたろう 畠山 健太郎	耕地課 主査
たかはし かん 高橋 寛	耕地課 主査
いまむら りょう 今村 亮	耕地課 主任
かさい こうき 笠井 幸樹	耕地課 主任
こばやし ゆうすけ 小林 夕介	中北農務事務所 農村整備振興幹
みねしま まさえ 峯島 昌恵	中北農務事務所 農業基盤第一課長
きむら りょうすけ 木村 亮介	中北農務事務所 農業基盤第一課 副主査
かとう ひろき 加藤 宏季	中北農務事務所 農業基盤第一課 副主査

【穴山地区事業受益者】 ※現地調査のみ出席

いとうえ よしたか
井上 能孝 (株) ファーマン 代表取締役

【中山地区事業受益者】 ※現地調査のみ出席

くぼた ひろゆき
久保田 博之 フジクレールワイナリー (株) 栽培責任者

令和7年度関東農政局補助事業評価委員会（再評価・事後評価）
技術検討会（第1回）

議事次第

日時：令和7年11月14日（金）

14:30～15:20

場所：山梨県北巨摩合同庁舎
(401 会議室)

- 1 開会
- 2 補助事業評価委員会委員長 挨拶
- 3 技術検討会の委員長選出
- 4 議事
 - (1) 現地調査について「穴山地区」、「中山地区」
 - (2) 技術検討会に関する情報公開について
 - (3) 事業評価のスケジュールについて
 - (4) 令和7年度の事業評価地区（再評価・事後評価）について
 - (5) 現地調査地区の事業評価の内容について
 - ・再評価「穴山地区（水利施設等保全高度化事業）」
 - ・再評価「中山地区（農業競争力強化農地整備事業）」
 - (6) 質疑応答
- 5 閉会

令和7年度 関東農政局補助事業評価委員会
(再評価・事後評価) 技術検討会委員

李 裕敬 い ゆぎよん 日本大学生物資源科学部 准教授

大澤 和敏 おお さわ かず とし 宇都宮大学農学部 教授

片岡 美喜 かたおか みき 高崎経済大学地域政策学部 教授

長坂 貞郎 ながさか さだお 日本大学生物資源科学部 教授

(五十音順、敬称略)

令和7年度 補助事業 評価地区一覧（事業担当課別）

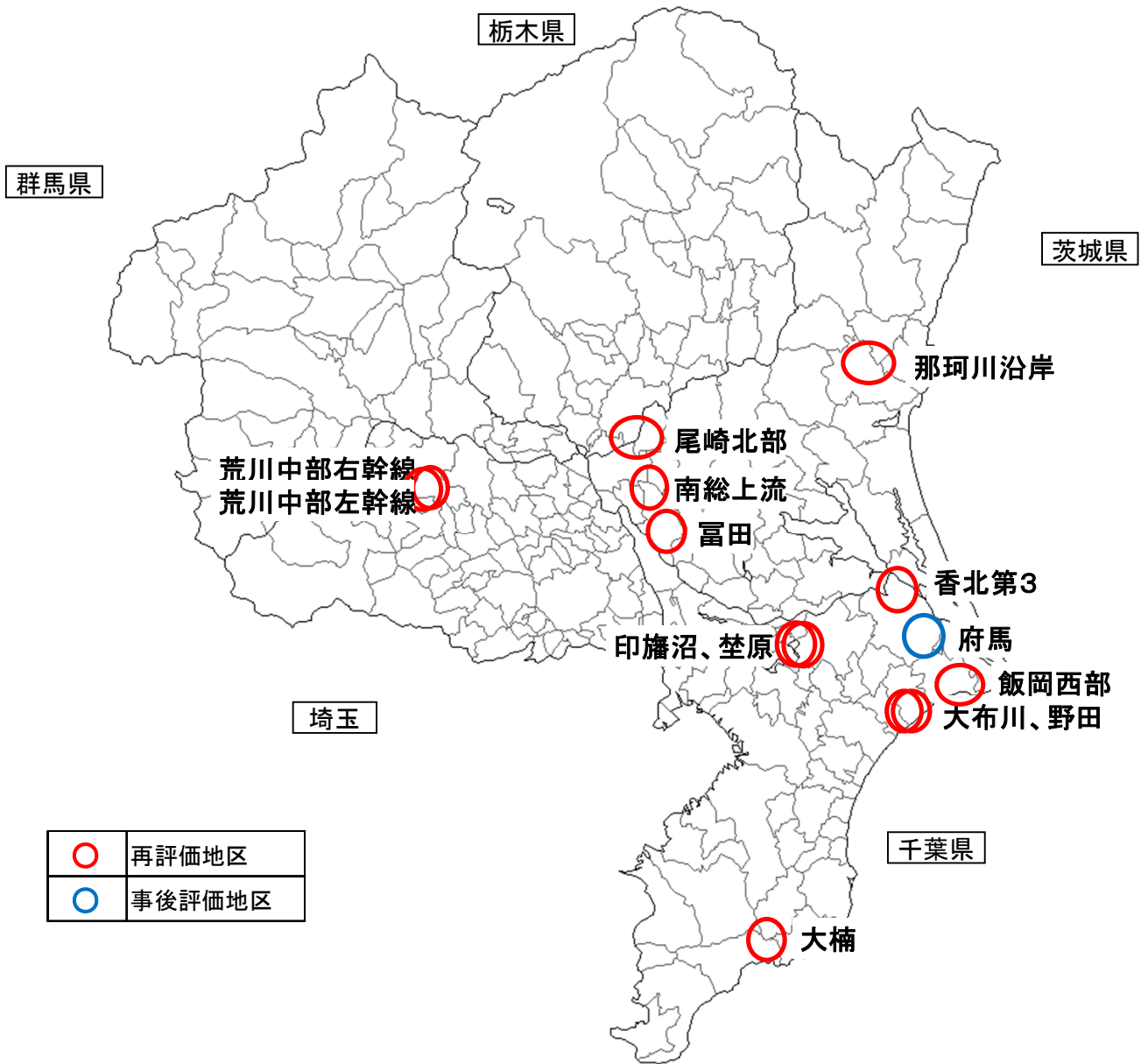
(再評価)

事業担当課名	事業名	都県名	地区名	事業主体
農地整備課	農業競争力強化農地整備事業	千葉	いとおかせいぶ 飯岡西部	県
			おおくぼ 大楠	県
		山梨	なかやま 中山	県
水利整備課	水利施設等保全高度化事業	茨城	おぎまほくぶ 尾崎北部	県
			とみた 富田	県
			なかがわえんがん 那珂川沿岸	県
		埼玉	あらかわちゆうぶみぎかんせん 荒川中部右幹線	県
			あらかわちゆうぶひだりかんせん 荒川中部左幹線	県
		千葉	やわら 埜原	県
			おおぶがわ 大布川	県
			のだ 野田	県
		神奈川	まろいそこあじろ 諸磯小網代	県
		山梨	いちのみやなんぶ 一宮南部	県
			みさかとうげん みさか桃源の郷	県
			あなやま 穴山	県
			ひしやま 菱山	県
静岡	にしうら 西浦みかん立保古宇	県		
防災課	農村地域防災減災事業	茨城	なんそうじょうりゆう 南総上流	県
		千葉	いんぼぬま 印旛沼	県
			かほくだい 香北第3	県
		神奈川	あがや 曾我谷津	県
静岡	しんかんこ 新神子	県		
(3事業種22地区)				
(茨城県4地区、埼玉県2地区、千葉県7地区、神奈川県2地区、山梨県5地区、静岡県2地区)				

(事後評価)

事業担当課名	事業名	都県名	地区名	事業主体
農地整備課	農業競争力強化農地整備事業	千葉	ふま 府馬	県
(1事業種1地区)				
(千葉県1地区)				

令和7年度 補助事業再評価対象地区1



令和7年度関東農政局補助事業評価委員会（再評価・事後評価）
技術検討会（第1回）

技術検討会の公表等について

（1）技術検討会の公表及び傍聴

委員の事前了解が得られたことから全3回の技術検討会は傍聴可とする。

（2）技術検討会資料及び評価結果

技術検討会の議事録及び資料の取扱いは、技術検討会（第1回）において技術検討会委員により決定。

<令和7年度の公表方法（案）>

	公表資料	公表部局／公表方法		参考 昨年度の事業評価 の取り扱い
		農林水産省	関東農政局	
技術 検 討 会	開 催	—	プレスリリース	プレスリリース
	傍 聴	—	傍聴可 ※プレスリリース	傍聴可 ※プレスリリース
	議事録	—	ホームページ	発言者名を記載した議事録を委員の了解を経て公表
	資 料	—	ホームページ	ホームページ
評 価 結 果	費用対分析に関する説明資料	ホームページ	ホームページ (本省 HP リンク)	ホームページ

令和7年度 関東農政局補助事業評価委員会(再評価・事後評価)
技術検討会のスケジュール(案)

	時期	技術検討会	内容
1	11月14日(金)	第1回技術検討会 (現地調査:山梨県下)	現地調査 再評価:穴山地区 (水利施設等保全高度化事業) 中山地区 (農業競争力強化農地整備事業)
2	11月20日(木) 11月27日(木)	技術検討会 Web会議	(委員へ資料事前送付) ・再評価結果(案)の説明 ・事後評価結果(案)の説明 ・委員から質疑・意見徴集(12月3日迄)
3	12月22日(月)	第2回技術検討会 (関東農政局:さいたま新都心)	・上記質疑・意見に対する回答 ・質疑応答、意見交換
4	1月16日(金)	第3回技術検討会 (関東農政局:さいたま新都心)	・第2回技術検討会における質疑・意見に対する回答 ・質疑応答、意見交換 ・「第三者の意見」取りまとめ
5	3月末	評価結果の公表	本省及び農政局HPに掲載

農業農村整備事業等補助事業評価（期中・完了後）実施要領

平成15年2月13日付け14農振第1906号
最終改正 令和7年7月30日付け7畜産第1016号
令和7年7月30日付け7農振第1143号

第1 趣旨

農業農村整備事業等の効率性及び事業実施過程の透明性の一層の向上を図るため、国の補助金の交付を受けて都道府県等事業実施主体（以下「事業主体」という。）が実施している事業（以下「補助事業」という。）に関して、農林水産省は、農林水産省政策評価基本計画（令和7年4月11日農林水産大臣決定。以下「基本計画」という。）に基づく事業評価として、事業採択後一定期間ごとに事業実施の妥当性について総合的かつ客観的に評価し、補助金交付の方針の決定を行う期中の評価（以下「再評価」という。）及び事業完了後一定期間経過後に事業実施のもたらす効果について、総合的かつ客観的に評価を行う完了後の評価（以下「事後評価」という。）を実施することとする。

第2 対象事業及び実施時期

1 再評価

(1) 事業評価の対象となる事業は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「政策評価法」という。）第7条第1項に基づく農林水産省政策評価実施計画（以下「実施計画」という。）の別表2の1の(1)のイ並びに2の(1)のイ及び(2)のイに掲げる補助事業のうち畜産局及び農村振興局の所掌に係るものとし、その事業を行う地区（以下「事業地区」という。）について、原則として、次に掲げる年度において事業評価を実施するものとする。

- ア 事業採択後5年が経過した時点で未着手の事業地区にあつては、当該時点の属する年度
- イ 事業採択後10年が経過した時点で継続中の事業地区にあつては、当該時点の属する年度
- ウ 事業採択後10年を超えて継続中の事業地区にあつては、直近に再評価を実施した年度から5年度ごと

(2) 当該年度内に対象事業地区が事業を完了する場合は、実施しないものとする。

(3) (1)のほか、自然災害等の発生、社会経済情勢の変化、事業の変更計画の検討等により必要と認められる場合は、適切な時期に実施するものとする。

2 事後評価

(1) 事業評価の対象となる事業は、実施計画の別表2の1の(2)のイに掲げる補助事業のうち畜産局及び農村振興局の所掌に係るものであって、総事業

費10億円以上のものとし、その事業を完了した地区について、原則として、事業完了後一定期間（おおむね5年）経過後に事業評価を実施するものとする。ただし、事業完了後の事業評価が政策評価法により義務づけられていないことから、事業主体の協力が得られる範囲内で実施するものとする。

- (2) (1)のほか、自然災害等の発生、社会経済情勢の変化等により必要と認められる場合は、適切な時期に実施するものとする。

第3 事業評価の実施手続

- 1 地方農政局（北海道にあつては畜産局又は農村振興局、沖縄県にあつては沖縄総合事務局。以下「地方農政局等」という。）においては、関係部課長をもって構成する補助事業評価委員会で評価結果書案等を検討の上取りまとめる。
なお、事業評価の実施に当たっては、事業主体の協力の下実施するものとする。
- 2 畜産局又は農村振興局においては、評価結果書案等を取りまとめ、評価書の案を作成する。

第4 事業評価の実施

1 再評価

- (1) 地方農政局長（北海道にあつては農林水産省畜産局長又は農林水産省農村振興局長（以下「畜産局長等」という。）、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長等」という。）は、事業主体の協力の下、以下の項目を基本的な内容とする必要な情報・データ等を収集し、補助金交付の方針案（予算割当てに関する方針案及びその理由等。）を取りまとめ、再評価地区別資料（別紙様式1）及び再評価結果書（別紙様式2）の案を作成するものとする。

[再評価地区別資料記載項目]

- ア 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化（費用対効果分析の結果を含む。）
- イ 農林水産業の情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化
- ウ 事業の進捗状況
- エ 関連事業の進捗状況
- オ 地元（受益者、地方公共団体等）の意向
- カ 事業コスト縮減等の可能性
- キ 代替案の実現可能性（上記の検討の結果、問題があると認められる場合に限る。）
- ク その他

- (2) 地方農政局長等は、再評価結果書案等を再評価の実施年度の2月末日までに畜産局長等に報告するものとする。

- (3) 畜産局長等は、地方農政局長等からの報告を踏まえ、当該事業の補助金交付の方針案を決定する。

2 事後評価

- (1) 地方農政局長等は、事業主体の協力の下、以下の項目を基本的な内容とする必要な情報・データ等を収集し、事後評価地区別結果書（別紙様式3）の案を取りまとめるものとする。

〔事後評価地区別結果書記載項目〕

- ア 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化
- イ 事業効果の発現状況（費用対効果分析の結果を含む。）
- ウ 事業により整備された施設の管理状況
- エ 事業実施による環境の変化
- オ 社会経済情勢の変化
- カ 今後の課題等

- (2) 地方農政局長等は、事後評価地区別結果書案を事後評価の実施年度の2月末日までに畜産局長等に報告するものとする。
- (3) 畜産局長等は、地方農政局長等からの報告を踏まえた対象事業の事後評価の結果等を有効に活用し、今後の事業の在り方の検討、事業評価手法の改善等を進めるものとする。

第5 学識経験者等の知見の活用

評価に当たっては、客観性の確保及び多様な意見を反映させるとともに、評価手法の向上を図るため、学識経験者等の第三者の知見を活用するものとする。

第6 評価結果等の公表

- 1 畜産局長等は、基本計画第6の2の（3）のイに基づき、原則として事業評価の実施年度の3月末日までに評価書を公表するものとする。
- 2 評価書の公表に当たっては、事業評価の透明性や評価結果の検証可能性を確保する観点から、関連文書、評価の基礎となったデータ、第三者等から聴取した意見を併せて公表するものとする。

第7 評価手法の改善

評価手法については、今後更なる評価精度の向上を図るため、逐次、改善に努めるものとする。

第8 評価基礎資料等の収集における事業主体の積極的な協力

事業主体は、主体性をもって事業の効率的・効果的な実施を図る観点から、必要な情報の収集及び事業効果の把握に努めるものとする。

その際、事業により整備される施設の管理主体が事業主体と異なる場合には、事業主体は管理主体の協力を得るものとする。

なお、これら収集・把握した情報等について、事業主体は、地方農政局等へ積極的に提供し、事業評価の的確な実施に協力するものとする。

第9 委任

補助事業評価委員会の事務その他必要な事項については、地方農政局長等が別に定めるものとする。

(別紙様式 1)

農業農村整備事業等再評価地区別資料

局 名	
-----	--

都道府県名		関係市町村名	
事業名		地区名	
事業主体名		事業採択年度	
〔事業内容〕			
〔項目〕 ア 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化（費用対効果分析の結果を含む。） イ 農林水産業の情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化 ウ 事業の進捗状況 エ 関連事業の進捗状況 オ 地元（受益者、地方公共団体等）の意向 カ 事業コスト縮減等の可能性 キ 代替案の実現可能性（上記の検討の結果、問題があると認められる場合に限る。） ク その他			
事業主体の 事業実施方針			
事業主体の 予算要求方針			
第三者 の意見			
補助金 交付の方針			

(注1) 「事業主体の事業実施方針」欄は、事業主体が決定した当該地区の継続、事業内容の見直し、中止を記入する。

(注2) 「事業主体の予算要求方針」欄は、事業主体の事業実施方針に基づき事業主体が決定した予算要求方針（予算要求する、予算要求しない）を記入する。

(注3) 「第三者の意見」欄は、第三者の意見のうち特記すべき内容について記入する。

(注4) 「補助金交付の方針」欄は、地方農政局等にあつては、欄の名称を「補助金交付の方針案」とし、国としての補助金交付の方針案（予算割当に関する方針及びその理由等）を簡潔に記入する。

(別紙様式2)

農業農村整備事業等再評価結果書

都道府県名	事業名	地区名	事業主体名	項目							事業主体の 事業実施方針	事業主体の 予算要求方針	第三者 の意見	補助金 交付の方針	備考
				ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ					

(注1)「項目」欄については、ア. 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化(費用対効果分析の結果を含む。)、イ. 農林水産業の情勢、農山漁村の状況その他の社会情勢の変化、ウ. 事業の進捗状況、エ. 関連事業の進捗状況、オ. 地元(受益者、地方公共団体等)の意向、カ. 事業コスト縮減等の可能性、キ. 代替案の実現可能性、ク. その他に関して点検した結果、所定の条件を満足している場合は○を、そうでない場合は×を、条件を満足する必要がない場合は-を記入する。

(注2)「補助金交付の方針」欄については、地方農政局等にあつては「補助金交付の方針案」とし、国としての補助金交付の方針案(予算割当に関する方針及びその理由等)を簡潔に記入する。

(別紙様式3)

農業農村整備事業等事後評価地区別結果書

		局 名	
都道府県名		関係市町村名	
事業名		地区名	
事業主体名		事業完了年度	
〔事業内容〕			
〔項目〕 ア 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化 イ 事業効果の発現状況（費用対効果分析の結果を含む。） ウ 事業により整備された施設の管理状況 エ 事業実施による環境の変化 オ 社会経済情勢の変化 カ 今後の課題等			
事後評価結果			
第三者の意見			

(注1) 「事後評価結果」欄は、項目の内容を総括して記入する。

(注2) 「第三者の意見」欄は、第三者の意見のうち特記すべき内容について記入する。

関東農政局補助事業評価委員会設置要領

最終改正 令和5年7月14日付け5関振第1241号

第1 補助事業評価委員会の設置

国の補助金の交付を受けて都県等事業実施主体が実施している事業（以下「補助事業」という。）に関して、農業農村整備事業等の効率性及び事業実施過程の透明性の一層の向上を図るため、事業採択後一定期間ごとに事業実施の妥当性について総合的かつ客観的に評価し、補助金交付の方針の決定を行う期中の評価（以下「再評価」という。）及び事業完了後一定期間経過後に事業実施のもたらす効果について、総合的かつ客観的に評価を行う完了後の評価（以下「事後評価」という。）に係る検討等を行う関東農政局補助事業評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。

第2 評価委員会の事務

評価委員会は、次の事項を検討・実施する。

- (1) 補助事業の再評価に関すること
 - ・再評価地区別資料及び再評価結果書に関すること。
 - ・補助金交付の方針案作成に関すること。
- (2) 補助事業の事後評価に関すること
 - ・事後評価地区別結果書に関すること。
- (3) 農業競争力強化基盤整備事業（農地整備事業（経営体育成型、中山間型））の中間審査に関すること。
- (4) 中山間地域所得確保対策及び中山間地域所得向上支援対策の事業評価に関すること。
- (5) その他必要な事項に関すること。

第3 評価委員会の構成等

1. 評価委員会の構成は次のとおりとする。

(1) 第2の(1)及び(2)に係るもの

委員長	農村振興部長
副委員長	生産部長
委員	生産部 地方参事官
	農村振興部 地方参事官（各省調整）
	農村振興部 地方参事官（事業計画）
	畜産課長
	設計課長
	農村計画課長

都市農村交流課長
土地改良管理課長
農村環境課長
事業計画課長
用地課長
水利整備課長
農地整備課長
地域整備課長
防災課長

(2) 第2の(1)及び(2)にあつて農村振興部のみ所管に係るもの

委員長	農村振興部長
委員	農村振興部 地方参事官 (各省調整)
	農村振興部 地方参事官 (事業計画)
	設計課長
	農村計画課長
	都市農村交流課長
	土地改良管理課長
	農村環境課長
	事業計画課長
	用地課長
	水利整備課長
	農地整備課長
	地域整備課長
	防災課長

(3) 第2の(3)に係るもの

委員長	農村振興部長
委員	農村振興部 地方参事官 (各省調整)
	農村振興部 地方参事官 (事業計画)
	設計課長
	農村計画課長
	土地改良管理課長
	農村環境課長
	事業計画課長
	農地整備課長

(4) 第2の(4)に係るもの

委員長	農村振興部長
-----	--------

委員
農村振興部 地方参事官（各省調整）
農村振興部 地方参事官（事業計画）
設計課長
農村計画課長
農村環境課長
農地整備課長
地域整備課長

2. 委員長は、必要に応じて前項に掲げる者以外の者の出席を求めることができる。
3. 委員長は、評価委員会を招集する。
4. 委員長は、補助事業の再評価及び事後評価の実施に際し、専門的知見を有する第三者から構成される委員会（以下「技術検討会」という。）を別添設置要領に基づき設置し、再評価結果書案及び事後評価結果書案に対する意見を聴く。
5. 委員長が欠員の場合は、委員から委員長代理を選定する。

第4 幹事会の構成等

1. 評価委員会に次の構成による幹事会を設ける。

(1) 第2の(1)に係るもの

幹事長 設計課長
幹 事 畜 産 課 課長補佐（草地）
設 計 課 事業調整室長、課長補佐（調整）
農村計画課 課長補佐（総務）
都市農村交流課 課長補佐
土地改良管理課 課長補佐、農政調整官
農村環境課 課長補佐
事業計画課 課長補佐（総務、計画調整）
用 地 課 課長補佐（用地調整）
水利整備課 課長補佐
農地整備課 課長補佐（総務、競争力強化事業推進）
地域整備課 課長補佐
防 災 課 課長補佐

(2) 第2の(1)にあって農村振興部のみ所管に係るもの

幹事長 設計課長
幹 事 設 計 課 事業調整室長、課長補佐（調整）
農村計画課 課長補佐（総務）
都市農村交流課 課長補佐
土地改良管理課 課長補佐、農政調整官

農村環境課 課長補佐
事業計画課 課長補佐（総務、計画調整）
用地課 課長補佐（用地調整）
水利整備課 課長補佐
農地整備課 課長補佐（総務、競争力強化事業推進）
地域整備課 課長補佐
防災課 課長補佐

(3) 第2の(2)に係るもの

幹事長 土地改良管理課長
幹事 (1)又は(2)の幹事に同じ

(4) 第2の(3)に係るもの

幹事長 農地整備課長
幹事 設計課 事業調整室長
農村計画課 課長補佐（総務）
土地改良管理課 課長補佐、農政調整官（開発）
農村環境課 課長補佐
事業計画課 課長補佐（総務・計画調整）

(5) 第2の(4)に係るもの

幹事長 農村計画課長（中山間地域所得確保対策）
地域整備課長（中山間地域所得向上支援対策）
幹事 設計課 事業調整室長
農村計画課 課長補佐（直接支払）
農村環境課 課長補佐
農地整備課 課長補佐（総務・競争力強化事業推進）
地域整備課 課長補佐

2. 幹事長は、必要に応じて前項に掲げる者以外の者の出席を求めることができる。
3. 幹事長は、幹事会を招集する。
4. 幹事会の事務は以下のとおりとする。
 - (1) 評価委員会に必要な事項の検討、資料の収集、作成及び整理。
 - (2) その他必要な事項。

第5 実施方法等

1. 再評価及び事後評価の実施方法等は、農業農村整備事業等補助事業評価（期中・完了後）実施要領（平成15年2月13日付け14農振1906号生産局長、農村

振興局長通知)等によるものとする。

2. 農業競争力強化基盤整備事業(農地整備事業(経営体育成型、中山間型))等の中間審査の実施方法は、農業競争力強化基盤整備事業実施要綱(平成25年2月26日付け24農振第2091号農林水産事務次官依命通知)等によるものとする。
3. 中山間地域所得確保対策の事業評価の実施方法等は、中山間地域所得確保対策実施要綱(令和3年1月28日付け2農振第2612号農林水産事務次官依命通知)等によるものとする。
4. 中山間地域所得向上支援対策の事業評価の実施方法等は、中山間地域所得向上支援対策実施要綱(平成28年10月11日付け28農振第1336号農林水産事務次官依命通知)等によるものとする。

第6 報告

委員長は、評価委員会でとりまとめた再評価地区別資料、再評価結果書及び補助金交付の方針案並びに事後評価地区別結果書を関東農政局長に報告するものとする。

第7 事務局

評価委員会及び幹事会の事務局は、関係各課が連携して行うものとする。ただし、その庶務については設計課が行う。

附則

この要領は、平成15年2月24日から施行する。

附則

この要領は、平成16年11月8日から施行する。

附則

この要領は、平成18年1月20日から施行する。

附則

この要領は、平成18年9月26日から施行する。

附則

この要領は、平成22年1月20日から施行する。

附則

この要領は、平成23年9月1日から施行する。

附則

この要領は、平成26年5月13日から施行する。

附則

この要領は、平成28年2月8日から施行する。

附則

この要領は、令和2年10月14日から施行する。

附則

この要領は、令和5年7月14日から施行する。

別 添

技術検討会設置要領

第1 設置

関東農政局補助事業評価委員会（以下「補助事業評価委員会」という。）が実施する補助事業の再評価結果（以下「再評価結果」という。）及び補助事業の事後評価結果（以下「事後評価結果」という。）の透明性及び客観性を確保するため、設置要領第3の4に基づき、専門的知見を有する第三者から構成される委員会（以下「技術検討会」という。）を設置し、意見を求めることとする。

第2 事務

技術検討会は、再評価及び事後評価について、補助事業評価委員会からの求めに応じて、技術的・専門的見地から意見をとりまとめ提出する。

第3 構成

1. 技術検討会の委員

委員は国又は関係機関（関係する土地改良区、地方公共団体、その他の関係機関をいう。）に属する者以外の学識経験者とし、補助事業評価委員会の長5名程度委嘱する。

2. 委員長

委員長は、委員の互選により選出する。

3. 委員の任期

委員の任期は、2年を限度とし、再任は原則として1回までとする。

第4 運営

1. 技術検討会は、補助事業評価委員会の長が召集する。

2. 委員長は、技術検討会の結果を補助事業評価委員会に報告する。

第5 事務局

技術検討会の事務局は、関係各課が連携して行うものとする。ただし、その庶務については設計課が行う。

附則

この要領は、平成15年2月24日から施行する。

附則

この要領は、平成16年11月8日から施行する。

附則

この要領は、平成18年1月20日から施行する。

附則

この要領は、平成18年9月26日から施行する。

附則

この要領は、平成22年1月20日から施行する。

附則

この要領は、平成28年2月 8日から施行する。

附則

この要領は、令和2年10月14日から施行する。